第 99 号 議 案

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 11 月 26 日

長 崎 県 知 事　　大　　石　　賢　　吾

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県警察関係手数料条例（平成12年長崎県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表第８　道路交通法関係手数料表（第２条関係）
<table>
<tr><th>番号</th><th>事務の名称</th><th>手数料の名称</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr>
<tr><td colspan="6">１～６　略</td></tr>
<tr><td>7</td><td>法第89条第１項の規定に基づく運転免許試験の実施</td><td>運転免許試験手数料</td><td>(1)　大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験
ア　法第97条の２第１項第１号又は第２号に該当して同項の規定の適</td><td>１件</td><td><u>1,650円</u></td></tr>
</table>
</td><td>
別表第８　道路交通法関係手数料表（第２条関係）
<table>
<tr><th>番号</th><th>事務の名称</th><th>手数料の名称</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr>
<tr><td colspan="6">１～６　略</td></tr>
<tr><td>7</td><td>法第89条第１項の規定に基づく運転免許試験の実施</td><td>運転免許試験手数料</td><td>(1)　大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験
ア　法第97条の２第１項第１号又は第２号に該当して同項の規定の適</td><td>１件</td><td><u>1,550円</u></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

				用を受ける場合								用を受ける場合					
				イ　法第97条の２第１項第３号又は第５号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	同	1,950円（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この表において「令」という。）第33条の６の２第６号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等（法第101条第１項に規定する免許証等をいう。以下この表						イ　法第97条の２第１項第３号又は第５号に該当して同項の規定の適用を受ける場合（ウに掲げる場合を除く。）	同	1,900円			

						において同じ。）の有効期間の更新（以下この表において「免許証等の更新」という。）を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円）								
											ウ　法第97条の2第1項第3号の規定の適用を受ける場合（公安委員会がやむを得ないと認める事情により運	同		800円	

												転免許の更新を受けることができなかった場合に限る。）					
				ウ　法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	同	3,900円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下この表において「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,900						エ　法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	同	4,100円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,600円）		

						円）											
				⑵　普通自動車免許に係る試験 ア　法第97条の２第１項第１号又は第２号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 イ　法第97条の２第１項第３号又は第５号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	１件 同	1,900円 1,950円（令第33条の６の２第６号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあって								⑵　普通自動車免許に係る試験 ア　法第97条の２第１項第１号又は第２号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 イ　法第97条の２第１項第３号又は第５号に該当して同項の規定の適用を受ける場合（ウに掲げる場合を除く。）	１件 同	1,750円 1,900円

						は、750円）							
										ウ　法第97条の2第1項第3号の規定の適用を受ける場合（公安委員会がやむを得ないと認める事情により運転免許の更新を受けることができなかった場合に限る。）	同	800円
				ウ　法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	同	2,500円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,300円）				エ　法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	同	2,550円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を

													使用して受ける場合にあっては、3,350円）
				⑶　特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験							⑶　特定第１種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第２種免許若しくは牽引第２種免許に係る試験		
				ア　法第97条の２第１項第２号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	１件	1,850円					ア　法第97条の２第１項第２号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	１件	1,750円
				イ　法第97条の２第１項第３	同	１,９５０円（令第33					イ　法第97条の２第１項第３	同	1,900円

				号又は第５号に該当して同項の規定の適用を受ける場合		条の６の２第６号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円）				号又は第５号に該当して同項の規定の適用を受ける場合（ウに掲げる場合を除く。）			
										ウ　法第97条の２第１項第３号の規定の適用を受ける場合（公安委員会がやむを得ないと認める事情により運転免許の更新を受けること	同	800円	

				ウ　法第97条の２第１項の規定の適用を受けない場合	同	2,800円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,550円）						ができなかった場合に限る。） エ　法第97条の２第１項の規定の適用を受けない場合	同	2,600円（法第97条第１項第２号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,050円）
				⑷　小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験 ア　法第97条の２第１項の規定の適用を受	１件	1,950円（令第33条の６の						⑷　小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験 ア　法第97条の２第１項の規定の適用を受	１件	1,900円

				ける場合		2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円）				ける場合（イに掲げる場合を除く。）			
										イ　法第97条の2第1項第3号の規定の適用を受ける場合（公安委員会がやむを得ないと認める事情により運転免許の更新を受けることができなかっ	同	800円	

				イ　法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	同	1,600円						た場合に限る。） ウ　法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	同	1,500円	
				(5)　大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験 ア　法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件	1,800円						(5)　大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験 ア　法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件	1,700円	
				イ　法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	同	1,950円（令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免						イ　法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合（ウに掲げる場合を除	同	1,900円	

						許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円）					く。）			
											ウ　法第97条の2第1項第3号の規定の適用を受ける場合（公安委員会がやむを得ないと認める事情により運転免許の更新を受けることができなかった場合に限る。）	同	800円
				ウ　法第97条の2第1項の規定の適用を受	同	4,500円（技能試験を公安					エ　法第97条の2第1項の規定の適用を受	同	4,800円（法第97条第1項

				けない場合		委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,450円)
				(6)　仮運転免許に係る試験 ア　法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 イ　法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける	1件 同	1,800円 1,650円

				けない場合		第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,650円)
				(6)　仮運転免許に係る試験 ア　法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 イ　法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける	1件 同	1,700円 1,550円

				場合 ウ　法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	同	2,950円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,700円）				場合 ウ　法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	同	2,900円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,350円）
	8	法第89条第3項の規定に基づく検査（以下この表において「検査」という。）の実施	検査手数料	(1)　大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	1件	3,950円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,950		8	法第89条第3項の規定に基づく検査の実施	検査手数料	(1)　大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	1件	3,900円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,400

					円)
			⑵　普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	1件	3,850円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,650円）
9	法第100条の2第1項の規定に基づく再試験（以下この表において「再試	再試験手数料	⑴　準中型自動車免許に係る再試験	1件	2,050円（法第100条の2第2項に規定す

					円)
			⑵　普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	1件	3,750円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,550円）
9	法第91条又は法第91条の2第2項の規定に基づく自動車等の種類の限定解除の審査	審査手数料		1件	1,400円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、2,850円）

		験」という。）の実施				る準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、5,050円）	
				⑵　普通自動車免許に係る再試験	1件	1,950円（法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能につ	

						いて行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、2,750円）
				⑶　大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	１件	1,800円（法第100条の２第２項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安

						委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,550円）						
				⑷　原動機付自転車免許に係る再試験	1件	1,100円						
	10	法第92条第1項の規定に基づく運転免許証（以下この表において「免許証」という。）の交付	免許証交付手数料	⑴　第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証（⑵に掲げる場合を除く。）	1件	2,350円（日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の運転免許（以下この表において「免許」という。）		10	法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付	運転免許証交付手数料	⑴　第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証（⑵に掲げる場合を除く。）	1件	2,050円（法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許

						を受ける者（以下この表において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあっては、2,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）								に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額）
					⑵　第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証（令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更	1件	2,100円（複数免許取得者に対する交付にあっては、1,900円に、与					⑵　第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証（法第97条の2第1項第3号の規定の適用を受ける場合（公安委員会が	1件	1,700円（法第92条第1項後段の規定により、1の種類の免許に係る

				新を受けることができなかった者であって、法第97条の２第１項第３号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下この表において「特定試験免除者」という。）に対する交付の場合）		える免許１種類ごとに200円を加えた額）				やむを得ないと認める事情により運転免許の更新を受けることができなかった場合に限る。））		免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、1,700円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額）	
				⑶　仮運転免許に係る免許証	１件	1,100円				⑶　仮運転免許に係る免許証	１件	1,150円	
	11	法第95条の２第11項の規定に基			１件	2,550円							

	づく免許証の交付				
12	法第94条第２項の規定に基づく免許証の再交付	免許証再交付手数料	(1)　第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	１件	2,600円
			(2)　仮運転免許に係る免許証	１件	1,050円
13	法第95条の２第３項の規定に基づく特定免許情報の記録	特定免許情報記録手数料	(1)　法第95条の２第６項の規定による申出をする場合（(2)に掲げる場合を除く。）	１件	１,550円（複数免許取得者に係る記録にあっては、１,350円に、与える免許１種類ごとに200円を加えた額）
			(2)　法第95条の２第６項の規定による申出をする場合（特定試験免除者に係る記	１件	１,350円（複数免許取得者に係る記録にあっ

11	法第94条第２項の規定に基づく運転免許証の再交付	運転免許証再交付手数料	(1)　第１種運転免許又は第２種運転免許に係る免許証	１件	2,250円
			(2)　仮運転免許に係る免許証	１件	1,150円

				録の場合）		ては、1,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）
				⑶　法第101条の4の2第2項の規定による申出（以下この表において「更新時不交付申出」という。）をする場合	1件	800円
				⑷　法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	1件	1,500円（法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規

						定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第94条第２項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、100円）	
	14	法第95条の３の規定により読み替えて適用する法第92条第２項		⑴　免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び法第95条の２	１件	100円	

		の規定又は法第106条の4第2項の規定に基づく免許情報記録の書換え		第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者（以下この表において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えの場合			
				⑵　⑴に掲げる場合以外の場合	1件	1,550円（複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあっては、1,350円に、与え	

						る免許１種類ごとに２００円を加えた額）
	15	法第101条第１項又は第101条の２第１項の規定に基づく免許証等の更新	免許証等更新手数料	(1)　免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）		
				ア　法第101条の２の２第１項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出（以下この表において「経由申請」という。）をする場合	１件	2,750円
				イ　更新時不交付申出をする場合（経由申	同	1,300円

				請をする場合を除く。） ウ　経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	同	2,850円		
				⑵　免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。） ア　経由申請をする場合であって、法第101条の２の２第３項の規定による申出（以下この表において「経由地書換申出」という。）をするとき	１件	1,000円		
				イ　経由申請を	同	1,950円		

				する場合であって、経由地書換申出をしないとき ウ　経由申請をしない場合	同　2,100円
				(3)　免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新 ア　経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき イ　経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき ウ　経由申請をしない場合	1件　2,500円 同　2,850円 同　2,950円
	16	法第101条の2の2第1項の規定に基づく免許証等の更新に係	経由手数料	(1)　経由地書換申出をする場合	1件　1,700円
				(2)　経由地書換申出をしない場合	1件　750円

	る申請の経由手続				
17	法第97条の２第１項第３号イ若しくは同号ロ、法第101条の４第２項又は法第101条の７第３項の規定に基づく認知機能検査の実施	認知機能検査手数料		１件	1,050円
18	法第97条の２第１項第３号イ若しくは同号ハ又は法第101条の４第３項の規定に基づく運転技能検査の実施	運転技能検査手数料		１件	3,650円
19	法第91条又は法第91条の２第２項の規定に基づく自動車等の種類の限定解除の審査	審査手数料		１件	1,350円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあって

12	法第97条の２第３号イ若しくは同号ロ、法第101条の４第２項又は法第101条の７第３項の規定に基づく認知機能検査の実施	認知機能検査手数料		１件	1,050円
13	法第97条の２第３号イ若しくは同号ハ又は法第101条の４第３項の規定に基づく運転技能検査の実施	運転技能検査手数料		１件	3,550円

				は、3,100円）
20　略				
21	法第99条の２第４項第１号イの規定に基づく技能検定員の審査（以下この表において「技能検定員審査」という。）	技能検定員審査手数料	(1)　大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査にあっては、１件につき２万3,750円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を２万3,750円から減じた額とする。 ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合　3,800円 イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合　6,350円 ウ　ア及びイのいずれも免除される場合　ア及びイの金額のほか2,950円 エ及びオ　略 カ　エ及びオのいずれも免除される場合　エ及びオの金額のほか550円 キ　技能検定の実施に関する知識の審査が免除される場合	

14　略			
15	法第99条の２第４項第１号イの規定に基づく技能検定員の審査	技能検定員審査手数料	(1)　大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査にあっては、１件につき２万3,400円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を２万3,400円から減じた額とする。 ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合　4,000円 イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合　6,700円 ウ　ア及びイのいずれも免除される場合　ア及びイの金額のほか2,350円 エ及びオ　略 カ　エ及びオのいずれも免除される場合　エ及びオの金額のほか500円 キ　技能検定の実施に関する知識の審査が免除される場合

				2,600円 ク　略						2,350円 ク　略	
				⑵　普通自動車免許に係る技能検定員審査にあっては、１件につき１万9,800円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を１万9,800円から減じた額とする。 ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合　3,650円 イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合　6,250円 ウ～オ　略 カ　エ及びオのいずれも免除される場合　エ及びオの金額のほか350円 キ　技能検定の実施に関する知識の審査が免除される場合　1,850円 ク　自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査が免除される場合　2,000円						⑵　普通自動車免許に係る技能検定員審査にあっては、１件につき１万9,500円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を１万9,500円から減じた額とする。 ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合　3,550円 イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合　6,100円 ウ～オ　略 カ　エ及びオのいずれも免除される場合　エ及びオの金額のほか300円 キ　技能検定の実施に関する知識の審査が免除される場合　1,900円 ク　自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査が免除される場合　2,050円	
				⑶　特定第一種運転免許に係る技能検定員審査にあっては、１件						⑶　特定第１種運転免許に係る技能検定員審査にあっては、１件	

				につき1万4,450円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を1万4,450円から減じた額とする。 ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合　1,200円 イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合　1,900円 ウ　ア及びイのいずれも免除される場合　ア及びイの金額のほか1,350円 エ及びオ　略 カ　エ及びオのいずれも免除される場合　エ及びオの金額のほか350円 キ　技能検定の実施に関する知識の審査が免除される場合　2,550円 ク　自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査が免除される場合　2,400円					につき1万4,700円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を1万4,700円から減じた額とする。 ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合　1,250円 イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合　2,100円 ウ　ア及びイのいずれも免除される場合　ア及びイの金額のほか1,100円 エ及びオ　略 カ　エ及びオのいずれも免除される場合　エ及びオの金額のほか300円 キ　技能検定の実施に関する知識の審査が免除される場合　2,650円 ク　自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査が免除される場合　2,550円
				(4)　大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動					(4)　大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動

車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するものにあっては、１件につき２万2,200円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を２万2,200円から減じた額とする。

ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合　4,450円

イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合　7,750円

ウ　略

エ　自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査が免除される場合　3,750円

オ　道路運送法（昭和26年法律第183号）第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２条第１項に規定する自動車運転代行

車第２種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第１種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するものにあっては、１件につき２万1,500円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を２万1,500円から減じた額とする。

ア　技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合　4,250円

イ　自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査が免除される場合　7,400円

ウ　略

エ　自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査が免除される場合　3,700円

オ　道路運送法（昭和26年法律第183号）第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２条第１項に規定する自動車運転代行

			業に関する法令についての知識の審査が免除される場合　2,600円
22　略			
23	法第99条の３第４項第１号イの規定に基づく教習指導員の審査（以下この表において「教習指導員審査」という。）	教習指導員審査手数料	(1)　大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査にあっては、１件につき１万5,100円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を１万5,100円から減じた額とする。 ア　教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合　3,800円 イ　略 ウ　ア及びイのいずれも免除される場合　ア及びイの金額のほか3,000円 エ～カ　略 キ　オ及びカのいずれも免除される場合　オ及びカの金額のほか200円 ク　教習指導員として必要な教育についての知識の審査が免除される場合　1,550円

			業に関する法令についての知識の審査が免除される場合　2,550円
16　略			
17	法第99条の３第４項第１号イの規定に基づく教習指導員の審査	教習指導員審査手数料	(1)　大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査にあっては、１件につき１万4,550円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を１万4,550円から減じた額とする。 ア　教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合　4,000円 イ　略 ウ　ア及びイのいずれも免除される場合　ア及びイの金額のほか2,400円 エ～カ　略 キ　オ及びカのいずれも免除される場合　オ及びカの金額のほか150円 ク　教習指導員として必要な教育についての知識の審査が免除される場合　1,500円

	⑵　普通自動車免許に係る教習指導員審査にあっては、１件につき１万2,000円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を１万2,000円から減じた額とする。 ア　教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合　3,650円 イ　略 ウ　ア及びイのいずれも免除される場合　ア及びイの金額のほか950円 エ～ク　略
	⑶　特定第一種運転免許に係る教習指導員審査にあっては、１件につき9,950円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を9,950円から減じた額とする。 ア　教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合　1,200円 イ　略 ウ　ア及びイのいずれも免除される場合　ア及びイの金額の

	⑵　普通自動車免許に係る教習指導員審査にあっては、１件につき１万1,850円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を１万1,850円から減じた額とする。 ア　教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合　3,550円 イ　略 ウ　ア及びイのいずれも免除される場合　ア及びイの金額のほか900円 エ～ク　略
	⑶　特定第１種運転免許に係る教習指導員審査にあっては、１件につき9,650円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を9,650円から減じた額とする。 ア　教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合　1,250円 イ　略 ウ　ア及びイのいずれも免除される場合　ア及びイの金額の

ほか1,350円 エ　略 オ　法第108条の28第４項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査が免除される場合　1,350円 カ　自動車教習所に関する法令についての知識の審査が免除される場合　1,350円 キ　オ及びカのいずれも免除される場合　オ及びカの金額のほか50円 ク　略	ほか1,100円 エ　略 オ　法第108条の28第４項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査が免除される場合　1,300円 カ　自動車教習所に関する法令についての知識の審査が免除される場合　1,300円 キ　オ及びカのいずれも免除される場合　オ及びカの金額のほか150円 ク　略
⑷　大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するものにあっては、１件につき１万2,850円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を１万2,850円から減じた額とする。	⑷　大型自動車第２種免許、中型自動車第２種免許又は普通自動車第２種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第１種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するものにあっては、１件につき１万2,450円とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる金額を１万2,450円から減じた額とする。

			ア　教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合　4,450円 イ　技能教習に必要な教習の技能の審査が免除される場合　2,100円 ウ　ア及びイのいずれも免除される場合　ア及びイの金額のほか2,950円 エ　道路運送法第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査が免除される場合　2,600円					ア　教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査が免除される場合　4,250円 イ　技能教習に必要な教習の技能の審査が免除される場合　2,050円 ウ　ア及びイのいずれも免除される場合　ア及びイの金額のほか2,850円 エ　道路運送法第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第２条第１項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査が免除される場合　2,550円	
				18	法第100条の２第１項の規定に基づく再試験の実施	再試験手数料	(1)　準中型自動車免許に係る再試験	１件	１,９００円（法第100条の２第２項に規定する準中型自動車の運転について必要

								な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,400円）
						⑵　普通自動車免許に係る再試験	１件	1,750円（法第100条の２第２項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供す

								る自動車を使用して受ける場合にあっては、2,550円)
						⑶　大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	1件	1,650円(法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して

					受ける場合にあっては、3,100円)
			(4)　原動機付自転車免許に係る再試験	1件	1,000円
19	法第101条第1項、第101条の2第1項又は第101条の2の2第1項の規定に基づく運転免許証の更新	運転免許証更新手数料	(1)　法第101条第1項及び第101条の2第1項の規定による免許証の更新	1件	2,500円
			(2)　法第101条の2の2第1項の規定による免許証の更新	1件	2,550円
20	法第101条の2の2の規定に基づく更新申請の経由手続	更新申請経由手数料		1件	550円
21	法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の交付	運転経歴証明書交付手数料		1件	1,100円
22	法第104条の4第7項の規定に基づく運転経歴	運転経歴証明書再交付手数料		1件	1,100円

24	法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付	国外運転免許証交付手数料		1件	2,250円
25	法第108条の2第1項各号の規定に基づく講習の実施	講習手数料	(1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	1人	講習1時間について850円
			(2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	1人	講習1時間について2,400円
			(3) 略		
			(4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受	1人	講習1時間について4,650円

	証明書の再交付				
23	法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付	国外運転免許証交付手数料		1件	2,350円
24	法第108条の2第1項各号の規定に基づく講習の実施	講習手数料	(1) 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	1人	講習1時間について750円
			(2) 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	1人	講習1時間について2,350円
			(3) 略		
			(4) 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習 ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受	1人	講習1時間について4,450円

けている者に対するものに限る。）			
イ　準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	同	講習１時間について3,800円	
ウ　普通自動車免許に係る講習	同	講習１時間について3,050円	
⑸　法第108条の２第１項第５号に掲げる講習			
ア　大型自動二輪車免許に係る講習	１人	講習１時間について4,300円	
イ　普通自動二輪車免許に係る講習	同	講習１時間について4,200円	
⑹　法第108条の	１人	講習１時間	

けている者に対するものに限る。）		
イ　準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	同	講習１時間について3,500円
ウ　普通自動車免許に係る講習	同	講習１時間について2,800円
⑸　法第108条の２第１項第５号に掲げる講習		
ア　大型自動二輪車免許に係る講習	１人	講習１時間について4,150円
イ　普通自動二輪車免許に係る講習	同	講習１時間について4,000円
⑹　法第108条の	１人	講習１時間

２第１項第６号に掲げる講習		間について1,750円
(7) 法第108条の２第１項第７号に掲げる講習	１人	講習１時間について3,200円
(8) 法第108条の２第１項第８号に掲げる講習	１人	講習１時間について1,850円
(9) 法第108条の２第１項第９号に掲げる講習	１人	講習１時間について900円
(10) 法第108条の２第１項第10号に掲げる講習		
ア 準中型自動車免許に係る講習	１人	講習１時間について2,300円
イ 普通自動車免許に係る講習	同	講習１時間について2,150円
ウ 大型自動二	同	講習１時

２第１項第６号に掲げる講習		間について1,500円
(7) 法第108条の２第１項第７号に掲げる講習	１人	講習１時間について3,100円
(8) 法第108条の２第１項第８号に掲げる講習	１人	講習１時間について1,400円
(9) 法第108条の２第１項第９号に掲げる講習	１人	講習１時間について750円
(10) 法第108条の２第１項第10号に掲げる講習		
ア 準中型自動車免許に係る講習	１人	講習１時間について2,150円
イ 普通自動車免許に係る講習	同	講習１時間について2,050円
ウ 大型自動二	同	講習１時

				輪車免許に係る講習		間について2,850円						輪車免許に係る講習		間について2,700円			
				エ　普通自動二輪車免許に係る講習	同	講習1時間について2,700円						エ　普通自動二輪車免許に係る講習	同	講習1時間について2,550円			
				オ　原動機付自転車免許に係る講習	同	講習1時間について2,550円						オ　原動機付自転車免許に係る講習	同	講習1時間について2,450円			
				⑾　法第108条の2第1項第11号に掲げる講習 ア　法第95条の6第1項の表の備考1のロに規定する優良運転者に対する講習	1人	500円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この表において同じ。）と講習を						⑾　法第108条の2第1項第11号に掲げる講習 ア　法第92条の2第1項の表の備考1の2に規定する優良運転者に対する講習	1人	500円			

						受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この表において「オンライン講習」という。）にあっては、200円）								
				イ　法第95条の6第１項の表の備考１のハに規定する一般運転者に対	同	８００円（オンライン講習にあっては、200				イ　法第92条の2第１項の表の備考１の３に規定する一般運転者に対	同	800円		

				する講習		円）						する講習 ウ　法第92条の２第１項の表の備考１の４に規定する違反運転者等に対する講習	同	1,350円（運転免許に係る講習等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第４号）で定める道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の７第２項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、800円）	

				ウ　法第95条の６第１項の表の備考１のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（国家公安委員会規則で定める第33条の７第２項の基準に該当しない者をいう。以下この表において同じ。）でないものに対する講習	同	1,400円									
				エ　法第95条の６第１項の表の備考１のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	同	８００円（オンライン講習にあっては、200円）									

⑿　法第108条の２第１項第12号に掲げる講習		
ア　法第71条の５第３項に規定する普通自動車対応免許（以下この表において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第97条の２第１項第３号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の４第３項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	１人	6,600円
イ　普通自動車対応免許を受	同	2,950円

⑿　法第108条の２第１項第12号に掲げる講習		
ア　普通自動車対応免許を受けている者（運転技能検査の対象者を除く。）に対する講習	１人	6,450円
イ　普通自動車対応免許を受	同	2,900円

				けている者（法第97条の２第１項第３号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の４第３項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習								けている者（運転技能検査の対象者に限る。）又は第１種運転免許若しくは第２種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習				
				⑬　法第108条の２第１項第13号に掲げる講習								⑬　法第108条の２第１項第13号に掲げる講習	１人	12,500円（当該講習が道路交通法施行規則（昭和35年総理府		

														令第60号）第38条第13項第2号の表の第一号に規定する国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、9,050円）
				ア　自動車等（これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下この表において「実車等指導」とい	1人	12,900円								

			う。）を含む講習 イ　実車等指導を含まない講習	同	9,350円
			⑭　法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	1人	講習1時間について2,600円
			⑮　法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	1人	講習1時間について2,100円
			⑯　法第108条の2第1項第16号に掲げる講習	1人	講習1時間について2,050円
26	法第108条の3、法第108条の3の2又は法第108条の3の3の規定に基づく講習の通知	通知手数料		1人	1,000円
27	法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実	任意講習手数料	(1)　特定任意講習	1人	1,400円
			(2)　特定任意高齢者講習 ア　普通自動車	1人	6,600円

			⑭　若年運転者講習	1人	講習1時間について2,250円
			⑮　法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習	1人	講習1時間について2,000円
25	法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実	任意講習手数料	(1)　特定任意講習	1人	1,350円
			(2)　特定任意高齢者講習 ア　普通自動車	1人	6,450円

		施		対応免許を受けている者（法第97条の２第１項第３号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の４第３項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習					施		対応免許を受けている者（運転技能検査の対象者を除く。）に対する講習				
				イ　普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の２第１項第３号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の４第３項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第	同	2,950円					イ　普通自動車対応免許を受けている者（運転技能検査の対象者に限る。）又は第１種運転免許若しくは第２種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対す	同	2,900円		

			二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習		

28	法第105条の2第2項の規定に基づく運転経歴証明書の交付	運転経歴証明書交付手数料		1件	1,150円
29	法第105条の2第5項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付	運転経歴証明書再交付手数料		1件	1,150円
30	法第105条の2第4項の規定に基づく運転経歴情報の記録	運転経歴情報記録手数料		1件	900円（法第105条の2第2項の規定に

			る講習		
26	法第108条の3、法第108条の3の2又は法第108条の3の3の規定に基づく講習の通知	通知手数料		1人	900円

					よる運転経歴証明書の交付又は法第105条の2第5項の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、100円）
備考　略					

別表第9　自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料表（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下この表において「法」という。）第4条第	自動車保管場所証明申請手数料	(1)　法第4条第1項本文の規定による自動車保管場所の確保を証する書面の交付の申請の場合	1件	2,400円

備考　略

別表第9　自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料表（第2条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1	自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下この表において「法」という。）第4条第	自動車保管場所証明申請手数料		1件	2,200円

	１項の規定に基づく自動車保管場所の確保の証明に係る申請に対する審査		(2)　法第４条第１項ただし書の規定による自動車保管場所の確保を証する書面に相当する通知の申請の場合	１件	2,200円
2　略					

	１項本文の規定に基づく自動車保管場所の確保を証する書面の交付又は同項ただし書の規定に基づく当該書面に相当する通知の申請に対する審査				
2　略					
3	法第６条第１項（法第７条第２項（法第13条第４項及び附則第８項において準用する場合を含む。）、第13条第４項及び附則第８項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の交付	保管場所標章交付手数料		１件	550円
4	法第６条第３項（法第７条第２	保管場所標章再交付手数料		１件	550円

別表第11　その他の手数料表（第２条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
１　略					
2	認知機能検査員に係る養成講習	認知機能検査員講習手数料	⑴　自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者	１人	1,150円
			⑵　自動車安全運転センターが行う研修等を受けていない者	１人	1,400円

	項（法第13条第４項及び附則第８項において準用する場合を含む。）、第13条第４項及び附則第８項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の再交付				

別表第11　その他の手数料表（第２条関係）

番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
１　略					
2	認知機能検査員に係る養成講習	認知機能検査員講習手数料	⑴　自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者	１人	1,200円
			⑵　自動車安全運転センターが行う研修等を受けていない者	１人	1,450円

附　則

（施行期日）

１　この条例中別表第８及び別表第11の改正規定は令和７年３月24日から、別表第９の改正規定は令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第335号）、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第35号）の公布等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

これがこの条例案を提出する理由である。